

## マイコンシティ栗木地区事業審査委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 マイコンシティ栗木地区内の企業等への用地貸付け及び分譲等の価格設定及び応募企業の選考を公正かつ適正に行うため、マイコンシティ栗木地区事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の審査を行う。

- (1) 用地貸付け及び分譲等の価格設定に関すること
- (2) 企業選考に関すること
- (3) 借地権の譲渡に関すること
- (4) その他

### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、経済労働局を所管する副市長をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (委員会の会議)

第5条 委員長は、必要と認めるときに委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (非公開の原則)

第6条 委員会の会議及び議事内容は公開しない。

2 委員会の委員は職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

### (幹事会)

第7条 委員会は、第2条に規定する事項に関し、幹事会を設置することができる。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会の座長は経済労働局産業振興部長をもって充てる。

### (評価委員からの意見聴取)

第8条 委員会は、第2条に規定する事項を適正、客観的に審査するため、評価委員から評価意見を求めるものとする。

2 評価委員は、別表第3に掲げる専門分野の知見を有する学識経験者等とする。

### (意見聴取の項目)

第9条 評価委員は、申請事業者について次の各号に定めるものについて評価意見を述べるものとする。

- (1) 事業内容
- (2) 経営内容
- (3) 事業の本市への貢献度

(4) その他

(報告)

第10条 委員長は、審議の結果を川崎市長に報告するものとする。

(事務局)

第11条 委員会及び幹事会の庶務は経済労働局産業振興部工業振興課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項については委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月25日から施行する。

なお、従来の方譲については、平成16年3月31日まで、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表第1) マイコンシティ栗木地区事業審査委員会 委員

経済労働局を所管する副市長

総務企画局長

財政局長

経済労働局長

まちづくり局長

(別表第2) マイコンシティ栗木地区事業審査委員会 幹事

総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

財政局財政部財政課長

財政局資産管理部資産運用課長

経済労働局産業振興部長

まちづくり局計画部都市計画課長

まちづくり局指導部建築指導課長

(別表第3) マイコンシティ栗木地区事業審査委員会 評価委員

産業振興全般についての知見を有する学識経験者

市内産業関係団体の代表者

公認会計士等の資格を有し、企業の財務状況を審査できる者